

2011年1月25日

ちいきせいかつしえんじぎょう みなおし じちたい やくわり ほうこく がいよう  
地域生活支援事業の見直しと自治体の役割 報告（概要）

- こみゆにけーしょんしえん かくりつ もう しゃつうやく かいじょ ふく  
(1) コミュニケーション支援の確立（盲ろう者 通訳 介助含む）  
しゃかいせいかつ なか たいおう ひつよう きじゆん もう ぎむてきけいひ むりよう とく  
社会生活の中で対応すべき必要な基準を設け、義務的経費で無料に。特  
もう しゃ こみゆにけーしょんしえん いどうかいじょ いったいてき うんよう  
に、盲ろう者のコミュニケーション支援は移動介助と一体的に運用。
- いどうしえん じりつしえんきゆうふか こべつきゆうふか  
(2) 移動支援の自立支援給付化（個別給付化）  
じゅうどほうもんかいご こうどうえんご いどうえんご じりつしえんきゆうふ いっぽんか  
「重度訪問介護」「行動援護」「移動援護」を自立支援給付として一本化。  
ふくし はんい たいおう はんい だい2き ぐたいてき けんとう  
\* (1)(2)とも、福祉の範囲で対応すべき範囲は、第2期で具体的に検討。
- ちいきかつどうしえんせんたーじぎょう さいへんせい  
(3) 地域活動支援センター事業の再編成  
ちいきせいかつしえんじぎょう のこ たじぎょう たいけい とうごう なか じりつしえん  
地域生活支援事業に残すものと、他事業との体系の統合の中で自立支援  
きゆうふ くぶん しょうきぼさぎょうしよ しゅうろうぶかい だい2き  
給付にするものに区分。小規模作業所については、就労部会・第2期での  
けんとうかだい  
検討課題に。
- そうだんしえんじぎょう せいねんこうけんせいどおよびきょじゅうさ ぼー とふく  
(4) 相談支援事業（成年後見制度及び居住サポート含む）  
いりよう ふくし ほけんなどかくぶんや れんけい しえん おこな しちょうそん  
医療・福祉・保健等各分野が連携した支援が行えるための市町村におけ  
そうだんしえんきのう じゅうじつ はか  
る相談支援機能の充実を図る。
- ふくしほーむ およびきょじゅうさ ぼー と  
(5) 福祉ホーム及び居住サポート  
ふくしほーむ じりつしえんきゆうふ こうえいじゅうたく みんかんちんたいじゅうたく  
福祉ホームは自立支援給付とするとともに、公営住宅、民間賃貸住宅  
など かつよう ふく きょじゅう かくほ てん せいり  
等の活用を含め、居住の確保の点から整理。
- ほそうぐ にちじょうせいかつようぐ かた  
(6) 補装具と日常生活用具のあり方  
にちじょうせいかつようぐ ほそうぐ どうよう じりつしえんきゆうふ  
日常生活用具は、補装具と同様に自立支援給付に。
- けんりようご しく せいねんこうけんせいどなど  
(7) 権利擁護の仕組み（成年後見制度等）  
けんりようご しく せいねんこうけんせいど ふく いったいてき ないよう  
権利擁護の仕組みについては、成年後見制度を含め一体的な内容として  
けんとう  
検討。

ちいきせいかつ さぼーと じちたい やくわり しょうがい りかい ふきゅうけいはつふく  
(8) 地域生活のサポートにおける自治体の役割(障害の理解と普及啓発含む)

すうちもくひょう もにたりんぐ しく ぐたいてき ないよう だい2き  
数値目標やモニタリングの仕組みをつくり、その具体的な内容は、第2期で  
けんとう しょうがい たい りかいけいはつ ふきゅうかつどう がっこうきょういく  
検討。また、障害に対する理解啓発のための普及活動や学校教育の  
だんかい けいはつ た ふくしぶんや れんけい ふきゅうけいはつ ひつよう  
段階からの啓発、他の福祉分野と連携した普及啓発も必要。

しょうがいふくしけいかく ちいきじりつしえんきょうぎかい こべつしえんけいかく れんどう  
(9) 障害福祉計画と地域自立支援協議会、個別支援計画の連動

ちいきじりつしえんきょうぎかい ちいきせいかつ じつげん かくしゅしゃかいしげん かいはつ  
地域自立支援協議会を地域生活の実現のために各種社会資源の開発や、  
しょうがいふくしけいかく やくわり いち いいん こうぼほうしき  
障害福祉計画へつなげる役割として位置づけ、委員についても公募方式  
さいよう しょうがいたうじしゃ さんかく じゅうし  
の採用や、障害当事者の参画を重視。

こういきてき・せんもんてきしえん とどうふけん やくわり  
(10) 広域的・専門的支援にかかわる都道府県の役割

とどうふけん そうだんしえんせんもんいん しょうがい こんなんせい ともな せんもんてき ちしきおよ  
都道府県は、相談支援専門員、障害の困難性に伴う専門的な知識及び  
ぎじゅつ よう しえん そうたいてき かず すく しょうがい たいおう しえん  
技術を要する支援や相対的に数が少ない障害に対応する支援、また  
ぎょうせいたんとうしゃなど じんざいいくせいなど こういきちょうせい せんもんてき  
行政担当者等の人材育成等、広域調整・専門的なことについて  
しゅたいてき しえん  
主体的に支援。

ちいきせいかついこう  
(11) 地域生活移行

じちたい せつきよくてき やくわり は ひつよう だい2き ぐたいてき けんとう  
自治体が積極的な役割を果たす必要があり、第2期で具体的に検討。